平成２５年（フ）第１０３６号
大阪市西成区聖天下２丁目３番26号　ベルトピア109号
債務者　奥本　安子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７４号
大阪市西成区天下茶屋１丁目28番38号　ＭＩＹＯ87天下茶屋201号
債務者　平井　成志
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１７号
大阪市福島区吉野３丁目９番18―202号、前住所大阪市福島区吉野３丁目９番18―305号
債務者　藤田　賢一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７３号
大阪市生野区小路２丁目26番２―602号、前住所大阪府枚方市東中振１丁目４番15―17号
債務者　比嘉　綾子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１８１号
大阪市西成区花園北１丁目３番３号　大隅白ゆり荘423号室、前住所大阪市浪速区敷津西１丁目９番30号
債務者　岡本　元晴
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目96番地　久場川市営住宅２―505
債務者　大城　君子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７号
青森市上野字山辺78　藤井アパート201号棟方方、住民票上の住所青森市古川１丁目15番６号　古川パークビル302号
債務者　天野　　茂
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
青森県むつ市仲町17番37号
債務者　疊指　孝雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
青森県上北郡野辺地町字中小中野２番地１　公営住宅Ｂ―404
債務者　向中野百合子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山312番地
債務者　黒川　文彦
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
神奈川県横須賀市追浜町３丁目26番地
債務者　山口　春次
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２５号
神奈川県横須賀市根岸町２丁目10番１号
債務者　佐久間江身
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市船越町８丁目27番14号　ロープハウス１―Ｂ
債務者　望月マユミ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３４号
神奈川県横須賀市小原台23番６号
債務者　野口　英子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３６号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目22番地７
債務者　加藤　憲明
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４２号
和歌山県橋本市高野口町伏原67番地の２
債務者　西畑　良子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４７号
和歌山県紀の川市藤崎127番地12
債務者　東峰　　力（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
島根県鹿足郡吉賀町蔵木1046番１地
債務者　吉川真由美
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　松江地方裁判所益田支部